

意匠制度

州名	コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	ヘーグ協定	ロカルノ協定	意匠法	新判 断 規 の 基 性 準	存続期間		審 査 制 度	登 録 表 示	備 考
									起 算 日	期 間 年			
ア ジ ア	AE	アラブ首長国連邦			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	×	×	
	AF	アフガニスタン	×	×	×	×	×	(意匠法が未制定である現在、保護規定はないが、模倣に対してはCommon Lawにより裁判所へ訴えることができる。しかし、直に訴えるよりも、むしろ領事に陳述して仲裁の労を計ってもらう方が得策である。)					工業所有権条例は目下準備中
	BD	バングラデシュ			×	×		国内公知 国内刊行物	出	5延5ずつ 2回			
	BN	ブルネイ	×		×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	×	×	
	BT	ブータン		×	×	×	×						
	CN	中国			×			国内公知 内外国刊行物	出	10	×	×	
	HK	香港()			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 4回	×	×	1997.6.27施行
	ID	インドネシア				×		内外国公知 内外国刊行物	出	10		×	2001.6.14施行
	IL	イスラエル			×	×		内外国公知	登 (出)	5延5ずつ 2回		×	
	IN	インド	○		×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	10延5			2001.5.11施行
	IQ	イラク	×	×	×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	10	×	×	2004.4.26施行(連合暫定施政当局(CPA)指令第81号)
	IR	イラン	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	
	JO	ヨルダン			×	×		国内公知	出	5延5ずつ 2回	×		
	JP	日本			×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	20		×	
	KH	カンボジア	○		×	×	(備1)	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回		-	(備1)2007年3月末現在、未運用。
	KR	韓国			×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	15	(一部 ×)	×	
	KW	クウェート	×		×	×		国内公知 出願前20年間	出	10延5	×	×	
	LA	ラオス	×	×	×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	×	×	2002.1.17施行
	LB	レバノン	×	×	×	×			出	5~25延 50まで	×	×	
	LK	スリランカ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回		×	2003.11.12施行
MM	ミャンマー	×		×	×	×	インドにおいて取得した意匠権は臨時措置法に基づき所有宣言の登録手続により、その効力が認められる。				×		
MN	モンゴル						内外国公知 内外国刊行物	登	10	○	×	2006.1.19施行	
MY	マレーシア			×	×		国内公知 国内刊行物	出	5延5ずつ 2回	×	×	2003.3.3 施行	
NP	ネパール			×	×		国内公知 国内刊行物	登	5延5ずつ 2回		×		
PH	フィリピン			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	×			
PK	パキスタン			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延10ずつ 2回			2000.9.7施行	
SA	サウジアラビア			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10	×	×	2004.9.6施行	

州名	コード	国又は地域名	パ リ 条 約	W T O 協 定	ヘ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	新 判 断 規 の 基 性 準	存続期間		審 査 制 度	登 録 表 示	備 考	
									起 算 日	期 間 年				
アジア	SG	シンガポール				×		内外国公知 内外国刊行物	登	5 延5ずつ 2回	×	×	2005.1.1施行	
	SY	シリア		×	×	×		国内公知	出	5 延5ずつ 2回	×	×	秘密意匠(出願から5年)	
	TH	タイ	×		×	×		国内公知 内外国刊行物	出	10		×		
	TR	トルコ						内外国公知	出	5 延5ずつ 4回		×		
	TW	台湾	×		×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	12				2004.7.1施行
	VN	ベトナム			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	○	×		
	YE	イエメン		×	×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	5 延5ずつ 2回			×	
アメリカ	AR	アルゼンチン			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 2回	×	×		
	BO	ボリビア			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10	-	×		アンデス条約(2000.12.1施行)
	BR	ブラジル			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10 延5ずつ 3回	×	×		
	CA	カナダ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	5 延5		×		2000.12.31施行
	CL	チリ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10				
	CO	コロンビア			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10		×		アンデス条約(2000.12.1施行)
	CR	コスタリカ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	5		×		
	CU	キューバ			×			内外国公知	出	5 延5				
	DO	ドミニカ共和国			×	×	(備1)	内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 2回	×	×		(備1)未発効
	EC	エクアドル			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10		×		アンデス条約(2000.12.1施行)
	GT	グアテマラ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10 延5		×		
	HN	ホンジュラス			×	×		国内公知	出	5 延5ずつ 2回		×		
	HT	ハイチ			×	×			出	5 延5ずつ 2回	×	×		商標として一部保護している。
	JM	ジャマイカ			×	×		国内公知	登	15				
	MX	メキシコ			×			内外国公知 内外国刊行物	出	15				1998.1.1施行
NI	ニカラグア			×	×		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回		×		2000.11.25施行	
PA	パナマ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10 延5		×			
PE	ペルー			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10		×		アンデス条約(2000.12.1施行)	
PY	パラグアイ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 2回		×			
SR	スリナム					×	×	-	-	-	-	-		
SV	エルサルバドル			×	×			国内公知	出	5 延5	×	×		

州名	コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	ヘীগ協定	ロカルノ協定	意匠法	新判断規の基準	存続期間		審査制度	登録表示	備考
									起算日	期(年)			
アメリカ	TT	トリニダード・トバゴ			×			内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 2回	×	×	
	US	米 国			×	×		国内公知 内外国刊行物	登	14			
	UY	ウルグアイ			×			内外国公知 内外国刊行物	登	5 延5		×	
	VE	ベネズエラ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10		×	2006.4.22にアンデス条約の廃棄を通告
ヨーロッパ	AL	アルバニア				×		内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 4回	×	×	
	AM	アルメニア			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	15	×	×	
	AT	オーストリア			×			内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 2回	×	×	CD
	AZ	アゼルバイジャン		×	×			内外国公知 内外国刊行物	出	10		×	
	BE	ベルギー						ベネルクス 領域内公知	寄託 の日	5 延5ずつ 2回	×	×	ベネルクス統一意匠法CD
	BG	ブルガリア						国内公知	出	10 延5ずつ 3回		×	1999.12.15施行
	BY	ベラルーシ		×	×			内外国公知 内外国刊行物	出	10		×	
	CH	スイス						内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 4回	×	×	2002.7.1施行
	CY	キプロス			×	×		共同体内公知 共同体内刊行物	出	5 延5ずつ 4回	×	×	英国意匠権者のみがキプロスにおいても権利を享有できる。CD
	CZ	チェコ			×			内外国公知	出	5 延5ずつ 4回		×	2000.10.1施行 CD
	DE	ドイツ						共同体内公知 共同体内刊行物	出	5 延5ずつ 4回	×	×	2004.6.1施行 CD
	DK	デンマーク			×			内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 4回		×	フェロー諸島、グリーンランドにも保護の効力が及ぶ。 2001.10.1施行 CD
	EE	エストニア						内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	×	×	CD
	ES	スペイン						内外国公知 内外国刊行物	登	5 延5ずつ 4回	×	×	2004.7.8施行 CD
	FI	フィンランド			×			内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 2回		×	2003.1.1施行 スベアパーツ更新2回 CD
	FR	フランス						内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 4回	×	×	2001.7.28施行 CD
	GB	英国			×			内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 4回 (備2)	×		マン島にも効力が及ぶ。 2003.4.1施行 CD
	GE	グルジア				×		内外国公知 内外国刊行物	出	15	×	×	
	GR	ギリシャ						共同体内公知 共同体内刊行物	出	5 延5ずつ 4回	×	×	CD
	HR	クロアチア						内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 4回		×	
HU	ハンガリー						内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 4回		×	2002.1.1施行 CD	
IE	アイルランド			×			国内公知	出	5 延5ずつ 4回			CD	
IS	アイスランド						国内公知	出	5 延5ずつ 4回	×	×		
IT	イタリア						内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 4回	×	×	2005.3.19施行 CD	

州名	コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	ヘীগ協定	ロカルノ協定	意匠法	新判断規の基準	存続期間		審査制度	登録表示	備考
									起算日	期(年)間			
ヨーロッパ	KG	キルギス						内外国公知 内外国刊行物	出	10 延5		×	
	KZ	カザフスタン	×	×				内外国公知 内外国刊行物	出	10 延5		×	
	LI	リヒテンシュタイン				×		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	×	×	
	LT	リトアニア			×	×		国内公知	出	5 延5ずつ 4回	×	×	CD
	LU	ルクセンブルグ					×	ベネルクス 領域内公知	寄託 の日	5 延5ずつ 2回	×	×	ベネルクス統一意匠法 CD
	LV	ラトビア						内外国公知 内外国刊行物	登	5 延5ずつ 2回	×	×	CD
	MC	モナコ	×			×			出	10延10ずつ 4回	×		
	MD	モルドバ						内外国公知 内外国刊行物	登	5 延5		×	
	MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア 共和国						内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 4回	×	×	CD
	MT	マルタ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	5 延5ずつ 4回	×		CD
	NL	オランダ						ベネルクス 領域内公知	寄託 の日	5 延5ずつ 2回	×	×	ベネルクス統一意匠法 CD
	NO	ノルウェー			×			国内公知	出	5 延5ずつ 4回	×	×	2003.5.1施行 審査を望む場合は、出願時に請求。 スベアパーツは5年のみ。
	PL	ポーランド			×	×		内外国公知	出	5 延5ずつ 4回		×	CD
	PT	ポルトガル			×	×		内外国公知	出	5 延5ずつ 4回	×	×	2003.7.1施行 CD 訴訟のためには審査請求が必要
	RO	ルーマニア						内外国公知	寄託 の日	5 延5ずつ 2回	×	×	
	RU	ロシア	×	×				内外国公知 内外国刊行物	出	10 延5		×	2003.3.11施行
	SE	スウェーデン			×			内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 2回		×	CD
	SI	スロベニア						内外国公知 内外国刊行物	出	25		×	2001.12.7施行 CD
	SK	スロバキア			×			内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 4回		×	2002.10.1施行 CD
	SM	サンマリノ	×	×	×	×		-	-	-	-		イタリアにおいて取得した権利がサンマリノにおいても適用される。
TJ	タジキスタン	×	×				国内公知	出	10		×		
TM	トルクメニスタン	×	×	×			内外国公知 内外国刊行物	出	10		×		
UA	ウクライナ	×			×		内外国公知 内外国刊行物	出	10 延5	×	×		
UZ	ウズベキスタン	×	×			暫	内外国公知 内外国刊行物	出	10 延5	×	×		
VA	バチカン	×			×	伊	内外国公知	出	15	×	×		
アフリカ	BF	ブルキナファソ			×	×		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	×	×	OAPI加盟
	BI	ブルンジ			×	×			出	1,3,5又は無 制限更新可	×	×	
	BJ	ベナン				×		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	×	×	OAPI加盟
	CD	コンゴ共和国			×	×		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	×	×	OAPI加盟

州名	コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	ヘীগ協定	ロカルノ協定	意匠法	新判断規の基準	存続期間		審査制度	登録表示	備考
									起算日	期(年)			
アフリカ	CF	中央アフリカ			x	x		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	OAPI加盟
	CG	コンゴ民主共和国			x	x			出	5 延5	x	x	
	CI	コートジボアール				x		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	OAPI加盟
	CM	カメルーン			x	x		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	OAPI加盟
	DZ	アルジェリア		x	x	x			出	10	x	x	
	EG	エジプト				x		内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 2回	x	x	
	ET	エチオピア	x	x	x	x	x	-	-	-	-	-	
	GA	ガボン				x		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	OAPI加盟
	GH	ガーナ			x	x	英	-	出	5 延5ずつ 2回	-	-	英国において登録された意匠が自動的にガーナ共和国において保護されるが、一応ガーナ政府へ登録の手続きをとらねばならない。ARIPO加盟
	GN	ギニア			x			内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	OAPI加盟
	KE	ケニア			x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 2回	x	x	2001.7.27施行
	LR	リベリア		x	x	x	x	-	-	-	-	-	商標として保護している。
	LY	リビア		x	x	x		国内公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	
	MA	モロッコ				x		内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 2回	x	x	2004.12.18 モロッコ全域に単一知財法施行
	MG	マダガスカル			x	x			出	5 延5ずつ 2回	x	x	
	ML	マリ				x	仏	-	-	-	-	x	元仏領スーダン。OAPI加盟
	MR	モーリタニア			x	x		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	OAPI加盟
	MW	マラウイ			x			国内公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	ARIPO加盟
	NE	ニジェール				x		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	OAPI加盟
	NG	ナイジェリア			x	x		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	
RW	ルワンダ			x	x			出	1,3,10	x	x		
SD	スーダン		x	x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	5 延5ずつ 2回	x	x	ARIPO加盟	
SL	シエラレオネ			x	x	英	-	-	-	-	x	英国において登録された意匠が自動的にシエラレオネにおいて保護されるが、一応シエラレオネの登録局へ登録の手続きをとらねばならない。ARIPO加盟	
SN	セネガル				x		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	OAPI加盟	
SO	ソマリア	x	x	x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	4	x	x	ARIPO加盟	
TD	チャド			x	x		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	OAPI加盟	
TG	トゴ			x	x		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	x	x	OAPI加盟	
TN	チュニジア				x			出	5,10,15 延15まで	x	x		

州名	コード	国又は地域名	パリ条約	WTO協定	ヘーグ協定	ロカルノ協定	意匠法	新判断規の基準	存続期間		審査制度	登録表示	備考
									起算日	期(年)			
アフリカ	TZ	タンザニア			×	×	英	-	-	-	-		ARIPO加盟
	UG	ウガンダ			×	×	英	-	-	-	-		英国登録の確認によりウガンダにおいても同様の権利を享有できる。 ARIPO加盟
	ZA	南アフリカ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	15 機能的意匠 10	×		
	ZM	ザンビア			×	×		国内公知	登	5 延5ずつ 2回		×	ARIPO加盟
オセアニア	AT	オーストラリア			×	×		国内公知 内外国刊行物	登	5 延5	×		2004.6.17施行 ノーフォーク島にも保護の効力が及ぶ
	NZ	ニュージーランド			×	×		国内公知 国内刊行物	出	5 延5ずつ 2回		×	クック諸島及びトケラウ諸島にも保護の効力が及ぶ
	WS	サモア	×	×	×	×		内外国公知	出	5 延5ずつ 2回	×	×	

(資料) : WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等

注1: パリ条約の項中、 は加盟国を、×は未加盟国を示す。

注2: WTO協定の項中、 は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。

注3: 「意匠の国際寄託に関するヘーグ協定」の項中、 は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。

注4: 「意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定」の項中、 は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。

注5: 意匠法の項中、 は意匠法の「有る」ことを、×は「無い」ことを、暫は暫定法があることを、また は他の国の意匠法を適用していることを示す。

注6: 存続期間の項中、「登」とは登録日を、「出」とは出願日を、それぞれ存続期間の起算日とするものをいう。また、「期間」の項において「延」とあるものは期間延長を示す。

注7: 審査制度の項中、 は「審査主義」を、×は「無審査主義」をとっていることを示す。

注8: 登録表示の項中、 は「要」を、×は「不要」を示す。

注9: 備考の項中、CDは共同体意匠(EU)の加盟国であることを示す。

情報の内容には正確を期しておりますが、本情報はあくまで参考情報であり、その利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先：国際課